

# 兵庫県公報

平成22年3月19日 金曜日 第4号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 兵庫県立リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則（福祉法人課）	1
○ 障害者自立支援規則の一部を改正する規則（障害福祉課）	1
○ 兵庫県立淡路香りの公園管理規則を廃止する規則（労政福祉課）	2

## 公布された法令のあらまし

### ●兵庫県立リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則（規則第9号）

兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正により、兵庫県立リハビリテーションセンターの業務に、介護保険法に規定する指定居宅サービス事業を行う事業所として、居宅における老人等の介護のために必要なリハビリテーションを行うことを追加することに伴い、当該業務を行う施設をリハビリテーション中央病院及びリハビリテーション西播磨病院とする等所要の整備を行うこととした。

### ●障害者自立支援規則の一部を改正する規則（規則第10号）

障害者自立支援法施行規則の一部改正により、精神通院医療に係る自立支援医療費の支給認定の継続申請をしようとする場合において、当該申請に係る障害者等の病状の変化及び治療方針の変更がないときは、当該申請書に医師の診断書を添付することを要しないものとされること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

### ●兵庫県立淡路香りの公園管理規則を廃止する規則（規則第11号）

兵庫県立淡路香りの公園の設置及び管理に関する条例の廃止に伴い、兵庫県立淡路香りの公園管理規則を廃止することとした。

## 規 則

兵庫県立リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第9号

#### 兵庫県立リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立リハビリテーションセンター管理規則(昭和44年兵庫県規則第70号)の一部を次のように改正する。  
促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第2条の表2の項中「業務の欄2」の右に「及び3」を加え、同表3の項中「業務の欄3」を「業務の欄4」に改め、同表4の項中「業務の欄1」の右に「及び2」を加え、同表5の項中「業務の欄3及び4」を「業務の欄4及び5」に改める。

第16条本文中「第7条第3項及び第4項」を「第7条第3項第3号及び第5項」に改め、同条ただし書中「第7条第1項本文」を「第5条第1項本文」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。



障害者自立支援規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第10号

#### 障害者自立支援規則の一部を改正する規則

障害者自立支援規則（平成18年兵庫県規則第48号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号中

「

受給者番号		有効期限	年 月 日
-------	--	------	-------

」

を

「

受給者番号		有効期限	年 月 日
病状の変化及び治療方針の変更	有 ・ 無	前年度の支給認定に係る申請書への診断書の添付	有 ・ 無

」

に改め、同様式注 2 中「の欄」の右に「、病状の変化及び治療方針の変更の欄及び前年度の支給認定に係る申請書への診断書の添付の欄」を加える。

様式第 4 号中

「

有 効 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
---------	---------	---------

」

を

「

有 効 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
当該支給認定に係る申請書への診断書の添付	有 ・ 無	

」

に改め、同様式注中「記入してください」を「記入しています」に改める。

附 則

この規則は、平成22年 4月 1 日から施行する。



兵庫県立淡路香りの公園管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成22年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第11号

兵庫県立淡路香りの公園管理規則を廃止する規則

兵庫県立淡路香りの公園管理規則（平成元年兵庫県規則第66号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成22年 4月 1 日から施行する。